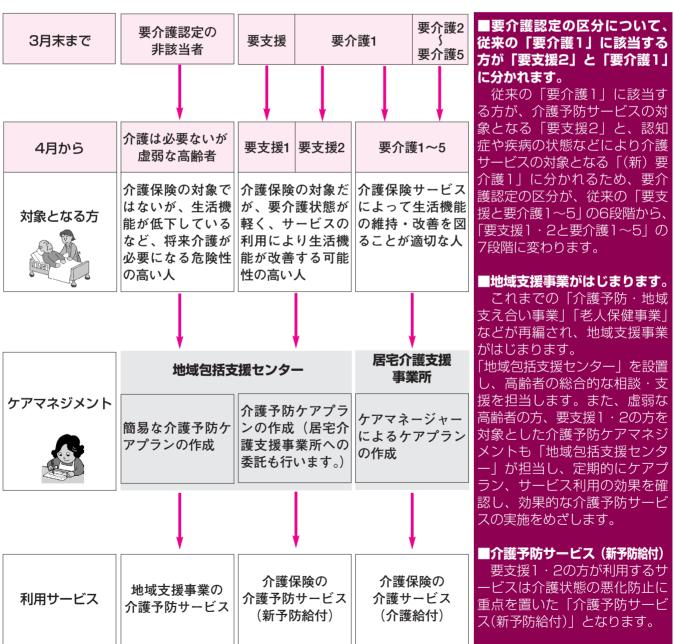
「介護予防・自立支援」をめざして 4月から介護保険の制度が変わります

高齢者の皆さんにできるだけ長く住みなれた地域で自立した生活を送っていただくための「自立支援」と、介護保険制度を社会全体で維持し、要介護状態の悪化防止や改善のための「介護予防」の強化をめざし、介護保険の制度改正が行われます。あわせて保険者としての伊賀市の権限が強化され、介護保険事業計画・保険料も見直されます。

伊賀市では引き続き制度の適切な運営、介護予防サービスの質の確保・向上を図ってまいります。

利用者の皆さんにはご自身でも介護予防に努めていただき、必要なサービスを適切に利用していただきますようお願いします。



一定期間ごとにサービスの効果を評価・プランを見直し

「公益通報者保護法」が 平成18年4月1日から施行されます



■公益のために通報した人を保護します

近年、事業者内部の労働者からの通報を契機として、食品の偽装表 示や自動車のリコール隠しなど、国民生活の安心や安全を損なうよう な企業不祥事が相次いで明らかになりました。そうした法令違反行為 を労働者が通報した場合に、労働者を解雇等の不利益な扱いから保護 するとともに、事業者に国民の生命、身体、財産、その他の利益に関 わる法令を遵守した経営を強化させることを目的として「公益通報者 保護法」が平成16年6月に成立し、平成18年4月1日から施行されます。

この法律により、事業者には公益通報者への解雇等の不利益な取り 扱いを禁止するとともに、書面により労働者から事業者に通報があっ た場合は、是正結果等の通知をしなければならないと規定されていま す。また、労働者からの通報窓口を設置するなど、通報処理の仕組み を整備することが求められています。

公務員もこの法の対象となるため、事業者としての伊賀市は平成18 年4月1日から「伊賀市職員等公益通報条例」を施行し、公平かつ公正 な市政運営と市民の皆様の市政に対する信頼の確保をめざします。

*法律の条文の他、各種パンフレット等は、内閣府のホームページ (http://www5.cao.go.jp/seikatsu/koueki/index.html)でご覧いただけます。

【問い合わせ】本庁総務課 ☎22-9601

公共施設の指定管理者制度を導入

市では、地方自治法の一部改正により、民間の力を活用し、サービスの向上や管理費の削減を図ることを目的 として、平成18年4月から指定管理者制度を導入します。

これに伴い、4月から管理する団体が変わる施設は次のとおりです。

施設利用等についてのお問合わせは、各施設の所管課へお願いします。

なお、指定管理者制度を導入する施設の詳細は伊賀市ホームページ (http://www.city.iga.lg.jp/) に掲載しています。

施設名	指定管理者	各施設の所管課
上野ふれあいプラザ	株式会社ジャパンメンテナンス中部支社	上野支所総務課 ☎22-9609
市内体育施設(一部除く)	財団法人伊賀市文化都市協会	教育委員会生涯学習課☎22-9680
大山田東グラウンド・体育館	阿波地域住民自治協議会	教育委員会生涯学習課☎22-9680
青山上津グラウンド・体育館	ウイッツ青山学園高等学校	教育委員会生涯学習課☎22-9680
阿山ふるさとの森公園 阿山ふるさと資料館	財団法人伊賀市文化都市協会	阿山支所産業振興課 ☎ 43-1544 教育委員会阿山分室 ☎ 43-0154
偲翁舎	社会福祉法人維雅幸育会	上野支所地域振興課 ☎22-9623
ふるさと会館いが、青山ホール、 さんさんホール(あやま文化センター)	財団法人伊賀市文化都市協会	本庁文化国際課 ☎22-9624
島ヶ原会館	島ヶ原地域まちづくり協議会	島ヶ原支所総務振興課☎59-2053